

## 平成29年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

平成29年7月12日(水)午後3時30分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志

2番 成島 誠

3番 大炊 三枝子

4番 中野 栄

5番 大井 栄一

6番 根本 博

7番 田村 星寿

8番 宮久保 勝

9番 三須 清一

10番 須藤 喜一郎

### 4. 出席事務局職員

局長 渡辺 唯男

次長 成嶋 文夫

庶務係長 富塚 隆則

農地係長 鈴木 光一

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書について

**三須清一会長** ただ今から平成 29 年第 7 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

5 番 大井栄一委員

6 番 根本博委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 3 号までの合計 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規が 1 件、再設定が 2 件です。

議案第 2 号は「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」です。

議案第 3 号は「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**三須清一会長** 議案の説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成 29 年 7 月 12 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 1 ページからとなります。新規の使用貸借権設定が 1 件で、賃借権の再設定が 2 件です。

整理番号 1 の設定農地は〇〇字〇〇〇地先の登記地目が田、現況地目が雑種地の一筆、面積は 2,685m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇の農業者、貸付者は我孫子市土地開発公社です。期

間は 10 年間です。

整理番号 2 の再設定農地は〇〇〇地先の畑一筆、面積は 1,866m<sup>2</sup>です。借受者は株式会社めりんだで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して年額〇, 〇〇〇円で、期間は 6 年間です。

議案書の 2 ページです。

整理番号 3 の再設定農地は〇〇字〇〇〇地先の田二筆、〇〇字〇〇〇地先の田一筆、及び、〇〇字〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 1 万 2,203m<sup>2</sup>です。借受者は今井興業ライスセンターで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇 kg で、期間は 3 年間です。

以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 整理番号 1 の借受者の経営面積は、自作地が約 1.77 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 300 日で、子が 30 日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 2 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 1.34 ヘクタールです。農業従事日数は代表者と社員の二人が年間 300 日、もう一人の社員が 260 日です。トラクター 3 台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 3 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 32.5 ヘクタールです。農業従事日数は代表者が年間 270 日、社員 3 人がそれぞれ 265 日、105 日、45 日です。トラクター 5 台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 1 から 3 までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第 1 号の整理番号 1 から 3 に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1から3を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1から3は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」を議題といたします。

事務局より朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年7月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は4ページからとなります。

生産緑地の指定を受けていた農地の主たる農業従事者が故障したことから、生産緑地法第10条による生産緑地の買い取りの申し出を市へ申請するため従事者証明を求めるものです。買い取り申し出を行う生産緑地は〇〇〇〇〇〇地先の畑一筆、面積が1,628m<sup>2</sup>で、JR成田線〇〇駅の北西約1kmに位置しています。この農地は市街化区域内にあります。事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第2号について調査結果を報告します。申出人の子、立会いの下、現地調査を行いました。

農業の主たる従事者である申出人は持病があるため、農地の管理を親戚に頼んでおりました。現地はいつでも耕作できる状況に管理されておりますが、申出人も申出人の子も自ら耕作する意思はないとのことでした。

以上を基に、第2調査会では農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたことから、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号1を採決します。生産緑地に係る農業の主たる従事者について証明をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1は原案どおり証明することに決定いたしました。宮久保調査会長は自席にお戻りください。

続いて、議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

**事務局** 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。下記のとおり柏税務署長より利用状況確認依頼があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年7月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は8ページから29ページとなります。

本件は相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況について柏税務署より利用状況確認依頼があったものです。これを受けて地区担当委員と事務局とで現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** それではそれぞれの地区担当の委員から順次報告をお願いします。

まず第1地区、成島委員、須藤委員からお願いします。

**成島誠委員** 議案資料の8ページをご覧ください。

平成29年6月26日及び27日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている「〇〇字〇〇〇地先の田ほか16筆、合計面積7,425m<sup>2</sup>、議案資料8ページから13ページについて」と「〇〇〇字〇〇〇地先の田ほか10筆、合計面積3,106m<sup>2</sup>、議案資料14ページから15ページについて」と「〇〇〇字〇〇〇地先の田ほか26筆、合計面積1万9,924.31m<sup>2</sup>、議案資料16ページから20ページについて」の現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しましたのでご報告いたします。

以上です。

三須清一会長 続いて、第2地区の香取委員から報告をお願いします。

香取典男推進委員 議案資料の21ページから22ページをご覧ください。

平成29年6月28日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている「〇〇〇字〇〇〇地先の田ほか8筆、合計面積5,110.19m<sup>2</sup>、議案資料21ページから22ページについて」の現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 続いて、第3地区の中野委員から報告をお願いします。

中野栄委員 議案の5ページ及び議案資料の23ページをご覧ください。

平成29年6月29日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている「〇〇字〇〇〇地先の田ほか6筆、合計面積1万1,637m<sup>2</sup>、議案資料23ページから24ページについて」と「〇〇字〇〇〇〇地先の二筆、合計面積1,288m<sup>2</sup>、並びに、〇〇字〇〇地先の田ほか7筆、議案資料の25ページについて」の現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 続いて、第4地区の根本委員から報告をお願いします。

根本博委員 議案資料28ページをご覧ください。

平成29年6月26日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている「〇〇字〇〇〇地先の田ほか8筆、合計面積1,288m<sup>2</sup>、議案資料25ページについて」の現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終了しました。

これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号を採決します。原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願い

いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり報告することとしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。報告は第1号の1件です。

報告第1号「農地法第3条の規定による届出書について」。3件受理したことを報告いたします。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号について何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ないですね。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成29年第7回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人